



平成30年度

【喀痰吸引等研修受講案内】

社会福祉法人ぶるーむ

(社会福祉法人ぶるーむは、障がいを持った子どもたちの自立と、そのご家族の笑顔をサポートしています)

◎はじめに

私たちは、主に柏市と松戸市を対象エリアとして、在宅障がい児・者の支援を行っている社会福祉法人です。平成26年4月にNPO法人から社会福祉法人に移行し、就学前の児童発達支援から、放課後デイサービス、生活介護、居宅支援、相談支援など、様々な障がい福祉サービスを提供しています。同年5月からは、社会福祉法人への移行に合わせて、新たに重症心身障がい児を対象とした、児童発達支援及び放課後デイサービスを開始いたしました。

私たちは、障がい児・者、特に医療的ケアを必要とする重度の心身障がい児・者の在宅生活を総合的に支えていくことを大きな目的として活動しています。その一環として、人材育成にも力を入れたいと考え、障がい者のケアに携わる方々が、障がい者の支援に必要とされる知識や技能を総合的に身に付け、地域の中で活動していただくための「総合的な研修」を実施することにいたしました。

この研修は、その総合研修の一部として実施するもので、大きな特徴として①講師が重症心身障がい児のケアに関して豊富な経験を有していること②主に重症心身障がい児を対象とした演習を実施すること③重症心身障がい児施設等において実地研修を実施することなどが挙げられます。

また、人工呼吸器装着者に対する実地研修や半固形栄養剤の注入もカリキュラムに加えることにより、現場のニーズに合わせて、必要な技術を身に付けることができるような体制を整備しています。

引き続き、障がいを持つ方々にとって、少しでも暮らしやすい街を築いていけるよう、様々な取り組みを進めていきたいと考えておりますので、私たちの趣旨にご賛同いただける皆さまのご応募をお待ちしております。

1 研修の種類

- ・喀痰吸引等研修（第1号及び第2号：不特定多数の者対象）

※「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年10月3日厚生労働省令第126号）」別表第1及び第2に掲げる研修

※千葉県登録研修機関 第1210012号（平成28年3月25日登録）

2 講習日程・時刻

- ・平成30年5月12日（土）～平成30年7月21日（土）の毎週土曜日
- ・原則として、午前9時～午後5時

※講習時刻は、午後5時を過ぎる場合があります。特に、演習の場合は、一定のプロセスが終わるまでは終了することができませんので、ご注意願います。

※詳細な日程は、別紙1-①（研修計画）、別紙1-②（研修計画（選択項目））別紙1-③（研修計画（実地研修のみ希望））を参照願います。

- ・実地研修の期間

平成30年8月頃～平成31年1月頃で予定しています。

具体的なスケジュールは、各実地機関で決定します。

週1回の頻度で実地研修を行った場合は、終了までに6か月程度かかります。

3 会場

- ・基本研修（講義、演習）

社会福祉法人ぶるーむ（柏市中原1817-1）

- ・実地研修

① 社会福祉法人創仁会東葛医療福祉センター

重症心身障害児者施設「光陽園（柏市酒井根）」

② 社会福祉法人ワーナーホーム

放課後等デイサービス「すくすく（柏市北柏）」

③ 株式会社スマイルケアブリッジ

児童発達支援・放課後等デイサービス「スマイルぷらす（松戸市常盤平）」

④ 社会福祉法人ぶるーむ

児童発達支援「ひだまりっこα」、放課後デイサービス「ひだまりα」

生活介護「オレンジ」（柏市中原）

4 対象及び留意事項

- ・「人工呼吸器装着者」及び「半固形栄養剤」の選択は任意です。お申し込みをご検討されている方は、必ず事前ご連絡願います。

※第1号研修をご希望の方で、「人工呼吸器装着者」又は「半固形栄養剤」を選択

した方は、全体が終了するまでにかかなりの時間がかかることが想定されますので、すぐに現場で対応したい場合は、部分的に、修了証を発行し千葉県承認を受けることも可能です。その際、場合によっては「第2号」として修了証を発行することがあります。

5 定員

- ・第1号：35名（先着順）
- ・第2号：5名（先着順）

※申し込み多数の場合は、同一施設からの受講者数を制限させていただく場合があります（定員に余裕がある場合は、制限は設けない予定です）。

6 研修内容について

- ・基本研修（研修計画1-①参照）：口腔内吸引（通常）・鼻腔内吸引（通常）・気管カニューレ内部吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養
- ・選択項目（研修計画1-②参照）：非侵襲性人工呼吸器使用者の喀痰吸引（口腔内・鼻腔内）・侵襲性人工呼吸器使用者の喀痰吸引（気管カニューレ内部の吸引）
- ・実地研修のみ希望（研修計画1-③参照）：口腔内吸引（通常）・鼻腔内吸引（通常）・気管カニューレ内部の吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養

7 受講料

◎詳しくは、「別紙3」をご覧ください

- ・基本研修（講義、演習） 100,000円（講義80,000円 演習20,000円）
- ・実地研修 20,000円

※人工呼吸器装着者のみ：口腔内・鼻腔内 40,000円（講義、演習、実地）
気管カニューレ内 40,000円（講義、演習、実地）

※半固形栄養剤のみ：40,000円（講義、演習、実地）

※実地研修のみ：1科目30,000円（追加：1科目1万円）

※受講決定後、指定口座への振り込みでお支払い願います。

8 申し込み

- ・受講申し込み期間は、3月13日（火）～4月13日（金）です。ただし定員を超えた時点で、受け付けは終了させていただきます（先着順です）。
- ・「受講申込書（別紙2）」に必要事項を記入・押印の上、下記「送付先」まで郵送願います。

※送付先

〒277-0085 柏市中原1817-1

社会福祉法人ぶる一む「喀痰吸引等研修担当」宛て

※後日、受講決定通知、受講料の振り込み方法等について、通知文書をお送りします

9 研修の一部免除

以下の条件に該当する方は、研修の一部が免除されますので、修了証明書の写しを添付してください。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。
（履修の範囲）基本研修
- (2) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者。
（履修の範囲）基本研修及び実地研修
- (3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局超通知）」に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。
（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- (4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者。
（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
- (5) 「平成23年度介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修事業」の実施について（平成23年10月6日老発1006第1号厚生労働省老健局長通知）」に基づく研修を修了した者。
（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した方に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において終了した行為に限る）

10 受講上の注意点

- (1) この研修では遅刻、早退、一時退出及び欠席は認めないものとします（失格

とします)。ただし、やむを得ない事情があると判断される場合には、別途、検討のうえ、決定させていただきます。

- (2) 受講生が失格とされた場合及び自身の都合により出席できなくなった場合においても、受講料は返還いたしません。
- (3) 受講に係る交通費、昼食代等は受講生の負担とします。
- (4) 自動車による通学はできません（ただし、民間の有料駐車場等、研修の実施場所以外を個人的に利用する場合はこの限りではありません）。
- (5) お昼の休憩時間は、計画上は1時間用意していますが、講義の進捗状況等により短縮する場合があります。
- (6) 実地研修機関に胸部レントゲンを含む健康診断結果を提出します。直近1年以内の結果を、8月中旬までにぶる一むの研修担当者にご提出願います。負担は各自でお願いいたします。
- (7) 実地研修機関が11月にかかる場合は、実地研修先にインフルエンザワクチン接種証明の提出が必要になります。負担は各自でお願いいたします。
- (8) 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎のワクチンに関しては、各所属事業所の規定に基づき、実地研修前に接種しておくことが望ましいです。

1 1 研修修了の認定方法

(1) 基本研修（講義）の段階

筆記試験事務規程及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について（以下「審査基準」という。）」に基づき認定します。

(2) 基本研修（演習）の段階

審査基準に基づき評価を行い、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目について、演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば合格と認定します。

(3) 実地研修の修了段階

審査基準に基づき評価を行い、「実地研修評価票」の全ての項目について、実地研修指導講師の評価結果が「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定します。

1 2 研修修了証明書の交付

- ・この研修を修了した方には、修了証明書を交付し、修了者名簿を千葉県に送付します。

※各自で都道府県の承認を受け、登録事業所に所属したうえで、医師の指示の下、喀痰吸引等の行為を行うことが可能となります。

1 3 損害賠償保険への加入

実地研修の際の事故等に備え、損害賠償保険に加入しています。ただし、善管注意義務違反等、加害者の故意または重大な過失により生じた損害については、保障の対象とならない場合があります(本人の責任で賠償することになります)。

1.4 その他

- ・その他、業務規程、研修計画、筆記試験事務規程等によります。
- ・研修終了後、実際の就業状況(研修がどう活かされたか)についての追跡調査や、研修の内容についてアンケート調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

社会福祉法人 ぶるーむ

〒277-0085 千葉県柏市中原 1817 番 1

Tel//04-7136-2324 Fax//04-7163-5824

E-mail : info@bloom.or.jp